


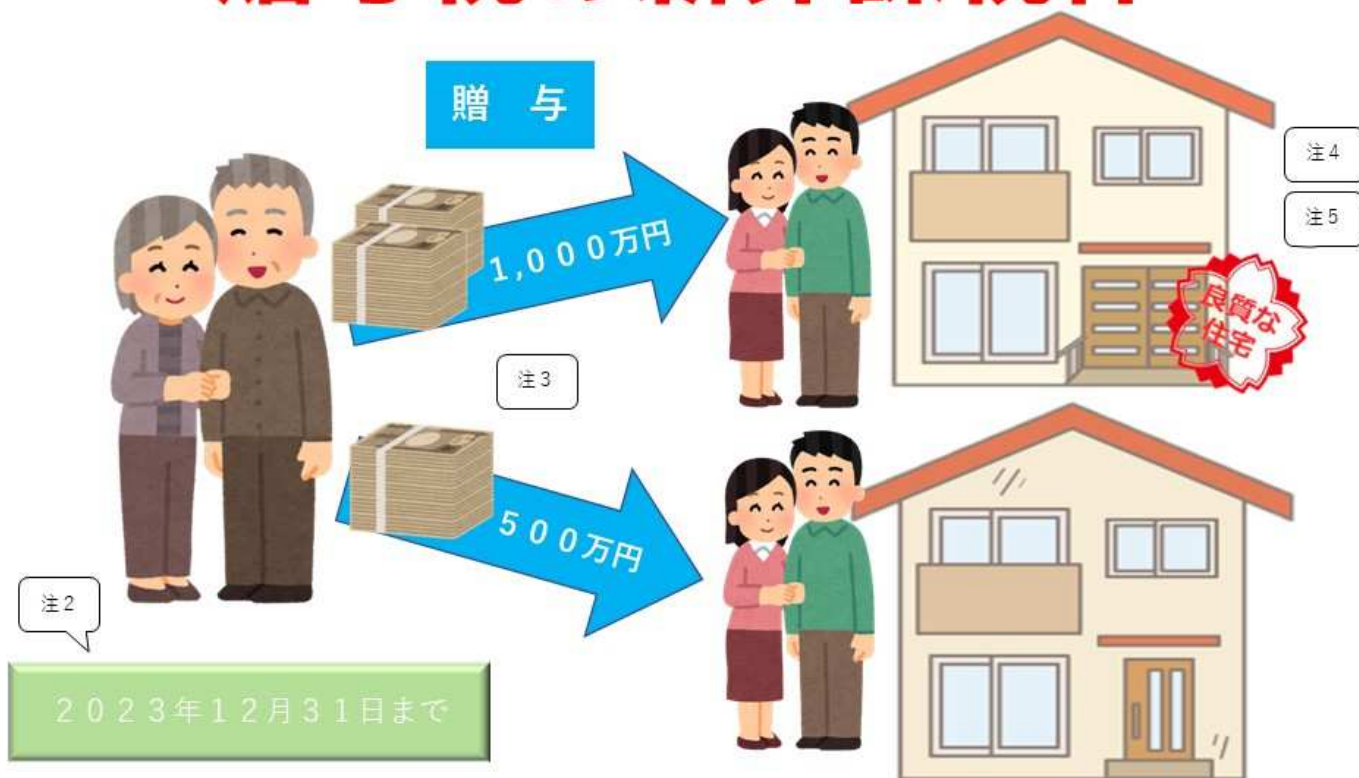
次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

<税務>

住宅取得等資金に係る 贈与税の新非課税枠

注1

注6



※内容のご質問等については、TEL 0258-36-2684 担当 佐藤、志賀 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会”毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。

『住宅取得資金に係る贈与税の新非課税枠』

- 注1) 税制改正により住宅取得資金に係る贈与税の非課税限度額が見直しになりました。
- 注2) 2022年1月1日の受贈より適用されます。
- 注3) 非課税限度額が良質な住宅用家屋については 1,000万円、前記以外の住宅用家屋は 500万円となりました。(東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は据え置き)
改正前と比べ消費税率が10%のものについてはそれぞれ 500万円ずつ減額された金額となります。
- 注4) 改正前は2020年4月から2021年12月に締結された契約が対象でしたが、今回の改正で契約締結時期の要件が廃止されました。
- 注5) 良質な住宅用家屋とは①省エネルギー性の高い住宅、②耐震性が高い住宅、③バリアフリー性の高い住宅のいずれかの性能を満たす住宅です。
- 注6) その他、要件がありますのでぜひ税理士へご相談ください。